資料９①

「第３次大阪府子ども読書活動推進計画」の策定について

１　計画の位置付け等

（１）計画の位置付け

　　　子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第９条第１項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定める。

　　　子どもの読書活動の推進に関する法律

　　　第９条　都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の

状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書

活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

（２）計画の期間

　　　平成28年４月１日から平成平成33年３月31日まで

２　策定のスケジュール

平成27年７月～ 第１回社会教育委員会議　骨子案提示・審議

「第３次大阪府子ども読書活動推進計画」作成委員会（実務者会議）において概要案作成

　　　　　　　９月　　第２回社会教育委員会議　概要案提示・審議　⇒　教育委員会議に報告

　　　　　　　10月　「第３次大阪府子ども読書活動推進計画」作成委員会において本文案作成

　　　　　　　11月　 第３回社会教育委員会議　本文案提示・審議　⇒　教育委員会議に報告

　　　　　　　12月　 パブリックコメントの実施

　　　　　　　１月　　パブリックコメントの反映　⇒　社会教育委員会議に報告（メール）・教育委員会議に報告

　　　　　　　２月　　公表

＜参考：子どもの読書活動推進を取り巻く経緯＞

平成13年12月　「子どもの読書活動の推進に関する法律」公布・施行

・　子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにする。

・　4 月23 日を「子ども読書の日」と定める。

平成14年８月　　国：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定

　　平成15年１月　　府：「大阪府子ども読書活動推進計画」を策定

平成17年７月 　 国： 文字・活字文化振興法 公布・施行

平成19年６月 　 国：学校教育法 改正

・　義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられる。

　　平成19年６月～　国：学習指導要領等の告示

・　学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。（小学校学習指導要領・中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領）

・　絵本や物語などに親しみ，興味をもって聞き，想像をする楽しさを味わう。（幼稚園教育要領）

　　平成20年３月　　国：「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」を策定

　　　　　　　６月　 国：図書館法 改正

・　図書館にその運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務が課せられる。

平成22年３月　　「国民読書年」

平成23年３月　　府：「第２次大阪府子ども読書活動推進計画」を策定

　　平成24年12月　 国： 図書館の設置及び運営上の望ましい基準 改正

平成25年５月　　国：「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定

平成26年６月　　国：学校図書館法の一部を改正する法律 成立

・　学校司書の配置の努力義務を規定